メダルポテンシャルアスリート制度について (その2)

「メダルポテンシャリアスリート認定制度の導入について」(JARA 発番 2022-363 号/2023 年 1月 19 日付)にて制度導入に関してお知らせしていますが、一部制度運営を追加しますのでお知らせします。

なお、本書記載の内容については、3月の理事会にて審議の上、最終承認される予定です。

1. 経緯・目的

今般、将来のメダルポテンシャルアスリート(MPA) に到達する可能性のあるアスリートの継続強化を支援するため、「ポテンシャルアスリート認定(PA 認定)」の運営を追加します。

2. PA 認定制度の内容

- (1) 適用条件
 - ・オリンピック種目: 世界選手権出場選手
 - ・非オリンピック種目: 世界選手権メダリスト ※但し、代表選考レース (Small Boat Selection) の結果、PA 認定選手と同等水準の 評価を得た選手を追加認定する可能性がある。

(2) 認定日

・原則毎年10月末日(理事会で決定)

(3) 認定期間

・原則認定日から1年間(1年後の世界選手権まで)

(4) 適用プログラム

- ・強化方針に基づく海外合宿および国際大会への優先派遣
- ・代表選考レース(Small Boat Selection)予選タイムトライアルに欠場した場合の取扱い:代表選考レース(Small Boat Selection)への出場を認める。

(5) 選手負担金

・国内合宿 : 1日あたり 3,000円 ・海外合宿 : 1日あたり 5,000円

(6) その他

・練習状況、著しい成績不振、長期療養が必要な疾病や怪我などを理由とした強化委員 会の勧告により、理事会は認定を取り消すことができる。

(7) 適用時期

・2023年シーズンの強化選手選考より適用する。(2022年の世界選手権の結果より)

以 上